

平成 26 年 8 月 25 日制定
平成 29 年 10 月 31 日改正
令和 2 年 9 月 17 日改正
令和 7 年 12 月 4 日改正
令和 8 年 6 月 9 日改正
日本私立学校振興・共済事業団

日本版スチュワードシップ・コード（令和 7 年 6 月 26 日改訂）の受け入れについて

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）は、「アセットオーナー」として、以下の通り日本版スチュワードシップ・コード（令和 7 年 6 月 26 日改訂）の各原則（指針を含む）を受け入れる旨を表明します。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 私学事業団は、「責任投資方針」（別紙）を定め、公表します。

原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 私学事業団は、株主議決権の行使等を直接行わないため、スチュワードシップ責任を果たす上で利益相反は生じませんが、運用受託機関に対しては、利益相反が生じ得る局面の特定、投資先企業の間で利益相反が起きていないかどうか等の報告を求め、その結果について公表します。
- 運用受託機関に対して、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制の整備を行い、ガバナンス強化・利益

相反管理に関する課題に対して取り組むことを求めます。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則4 機関投資家は、投資先との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 私学事業団は、一部の資産を除き、運用受託機関を通じて運用を行っていることから、運用受託機関に対して投資先企業の状況を的確に把握し、報告することを求めます。
- 私学事業団は運用受託機関に対し、企業価値の向上を促す観点から、投資先企業とのより効果的な対話の在り方を検討し中長期的視点で取り組むよう求めます。また、対話や議決権行使がより建設的なものとなるよう、投資先企業についての認識や対話に関する方針等を適切に共有することを求めます。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 私学事業団では、公表している「議決権行使に関する実務ガイドライン」を運用受託機関に対して提示の上、株主議決権の適切な行使を行うように指示します。
- 私学事業団は、運用受託機関に対して、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使状況、重要な議案に対する賛否の理由及び議決権行使助言会社の利用状況を公表することを求めます。求めに応じられない場合には、その理由の説明を求めます。
- 私学事業団は、運用受託機関に対して、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使状況の報告を求め、議案の主な種類ごとに整理・集計し、ホームページで公表します。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 私学事業団は、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて活動報告を作成し、ホームページで公表します。
- 運用受託機関に対しては、議決権行使の結果を含め、定期的な報告を求めます。報告を受けた内容については、ホームページで公表します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 私学事業団は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜に省みることにより、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めます。
- 運用受託機関に対しては、運用戦略と統合的なスチュワードシップ活動が行われたか自己評価し公表することを求めます。また、公表内容や運用受託機関との対話を通じて、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断が適切に行われているかについても確認します。

原則8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 私学事業団は、年金運用コンサルタントや議決権行使助言会社を採用するときは、これらのサービス提供者に対して、利益相反防止のためのガバナンス体制強化等必要な取り組みを求めます。